

件名	萬翠荘管理条例
主管課	文化振興課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】 萬翠荘への指定管理者制度の導入に伴い、管理の基準、業務の範囲、利用料金等について定める。</p> <p>1 萬翠荘の業務</p> <p>(1) 萬翠荘の公開</p> <p>(2) 文化の振興を図るための各種の行事又は集会に必要な施設の提供</p> <p>(3) その他必要な業務</p> <p>2 指定管理者の業務及び権限</p> <p>(1) 1に掲げる業務の実施に関する事。</p> <p>(2) 萬翠荘の利用の許可に関する事。</p> <p>(3) 萬翠荘の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受に関する事。</p> <p>(4) 萬翠荘の施設の利用の促進に関する事。</p> <p>(5) 萬翠荘の施設、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）の維持管理に関する事。</p> <p>(6) その他知事が定める業務</p> <p>3 開館時間</p> <p>(1) 午前9時から午後6時まで</p> <p>(2) 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、開館時間を変更することができる。</p> <p>4 休館日</p> <p>(1) 月曜日、（月曜日が休日に当たるときは、直後の休日でない日）</p> <p>(2) 指定管理者は、臨時に休館し、又は休館日に萬翠荘を利用させることができる。</p> <p>(3) 指定管理者は、知事の承認を得て、休館日を変更することができる。</p> <p>5 利用許可</p> <p>(1) 一定の施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(2) 指定管理者は、（1）の許可に条件を付することができる。</p> <p>6 利用料金</p> <p>(1) 指定管理者の収入とする。</p> <p>(2) 利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。</p> <p>7 利用料金の減免 県又は指定管理者が萬翠荘の目的を達成するために利用するとき等</p>	
施行日	平成21年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	